

スポーツ振興くじ（第983回）の試合の指定の追加の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第267号

平成30年1月12日付け独立行政法人日本スポーツ振興センター公示投第266号の別紙について、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり追加で試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成30年1月18日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 大東和美

1 スポーツ振興投票の名称

別紙のとおり

2 スポーツ振興投票券の発売期間

別紙のとおり

3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地

(1) 楽天銀行株式会社

東京都品川区東品川4丁目12番3号

(ただし、インターネット販売に限る。)

(2) 株式会社ジャパンネット銀行

東京都新宿区西新宿2丁目1番1号

(ただし、インターネット販売に限る。)

(3) 株式会社三井住友銀行

東京都千代田区丸の内1丁目1番2号

(ただし、インターネット販売に限る。)

(4) 住信SBIネット銀行株式会社

東京都港区六本木1丁目6番1号

(ただし、インターネット販売に限る。)

(5) 株式会社じぶん銀行

東京都中央区日本橋1丁目19番1号

(ただし、インターネット販売に限る。)

4 合致の割合の種類

別紙のとおり

5 特定指定試合を実施する期日又は期間

別紙のとおり

6 試合当たり投票種類数

別紙のとおり

7 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

別紙のとおり

8 合致の割合の算式において本センターが定める率

別紙のとおり

9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

別紙のとおり

10 その他

発売及び払戻しは全国

・スポーツ振興投票の名称

第983回スポーツ振興くじ

・スポーツ振興投票券の発売期間

平成30年1月20日(土)～同年1月27日(土)

・合致の割合の種類

開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) BIG (ビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

6等 開催試合結果数(14)から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(2) 100円BIG (ハクエンビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(3) BIG1000 (ビッグセン)

1等 10割

2等 開催試合結果数(11)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(11)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(11)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(4) mini BIG (ミニビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(9)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(9)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・特定指定試合を実施する期日又は期間

平成30年1月27日(土)及び同年1月28日(日)

・試合当たり投票種類数

(1) BIG

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) 100円BIG

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(3) BIG1000

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(4) mini BIG

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

・特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

(1) BIG (ビッグ)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム

(2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム

(3) BIG1000 (ビッグセン)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム

(4) mini BIG (ミニビッグ)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
1/27	①	バイエルン・ミュンヘン (バイエルン)	ホッフェンハイム (ホッフェン)
1/27	②	ボルシア・ドルトムント (ドルト)	SCフライブルク (フライブルク)
1/27	③	VfBシュツットガルト (シュツット)	シャルケ04 (シャルケ)
1/27	④	RBライプツィヒ (ライプツィヒ)	ハンブルガーSV (ハンブル)
1/27	⑤	1. FCケルン (ケルン)	FCアウグスブルク (アウグス)
1/28	⑥	ヴェルダー・ブレーメン (ブレーメン)	ヘルタBSC (ヘルタ)
1/28	⑦	ハダーズフィールド・タウン (ハダーズ)	バーミンガム・シティ (バーミン)
1/28	⑧	ミドルスブラ (ミドルス)	ブライトン・アンド・ホーヴ・アルビオン (ブライトン)
1/28	⑨	リヴァプール (リヴァプール)	ウェスト・ブロムウィッチ・アルビオン (ウェブ)
1/28	⑩	サウザンプトン (サウザン)	ワトフォード (ワトフォード)
1/28	⑪	シェフィールド・ユナイテッド (シェフィールド)	プレストン・ノースエンド (プレストン)
1/28	⑫	ハル・シティ (ハル)	ノッティンガム・フォレスト (ノッティン)
1/28	⑬	バーンズリー (バーンズ)	フラム (フラム)
1/28	⑭	イプスウィッチ・タウン (イプス)	ウルヴァーハンプトン・ワンダラーズ (ウルヴァー)

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G

- 1等 25分の19
- 2等 100分の9
- 3等 50分の1
- 4等 25分の1
- 5等 25分の1
- 6等 20分の1

(2) 100円B I G

- 1等 25分の19
- 2等 10分の1
- 3等 25分の1
- 4等 25分の1
- 5等 50分の3

(3) B I G 1000

- 1等 5分の3
- 2等 20分の3
- 3等 20分の3
- 4等 10分の1

(4) m i n i B I G

- 1等 2分の1
- 2等 5分の1
- 3等 10分の3

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) B I G

一口300円に対し、3億円（加算金のあるときにあっては、6億円）

(2) 100円B I G

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(3) B I G 1000

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）

(4) m i n i B I G

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）